

# 下松市新型コロナウイルス対策マル経融資 利子補給制度のご案内



日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス対策マル経融資」（以下「コロナマル経融資」という。）を利用された事業者に対し、**借入後4年目及び5年目に発生する利子の全額を市が補給**することで、国の利子補給制度と併用した場合、借入後5年間の利子が無利子とする資金繰り支援を行います。

## 対象事業者

下松商工会議所会頭の推薦により新型コロナウイルス対策マル経融資を利用した事業者

## 対象期間

令和2年4月1日から令和4年9月30日の間に融資の利用が決定された事業者

## 手続き方法

申請手続きは下松商工会議所を通じて行っていただきます。対象となる事業者宛に申請書類等が送付されますので、必要書類を添えて下松商工会議所へ提出してください。

## 新型コロナウイルス対策マル経融資

資金用途：運転、設備 融資限度額：別枠1,000万円

融資利率：年1.21%（令和4年6月1日時点）※ただし当初3年間▲0.9%

（利率については変動する可能性があります。申込み時点の情報をご確認ください。）

償還期間：運転7年以内（据置3年以内）、設備10年以内（据置4年以内）

主な要件：最近1か月間の売上高又は過去6か月（最近1か月を含む）の平均売上高が前4年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している又はこれと同様の状況にある事業者

※下松商工会議所の推薦が必要となります。ご利用にあたっては、下松商工会議所にお問合せください。

## お問合せ先

〒744-0008 下松市新川2-1-38

下松商工会議所

TEL：0833-41-1070（平日8時30分～17時15分）

〒744-8585 下松市大手町3-3-3

下松市経済部産業振興課商工労政係

TEL：0833-45-1745（平日8時30分～17時15分）